

令和2年度 タクシー利用助成事業・ 障害者福祉タクシー利用助成事業



令和2年度も引き続き、タクシー利用助成事業および障害者福祉タクシー利用助成事業を実施します。

種類	タクシー利用助成事業	障害者福祉タクシー利用助成事業
窓 口	保健福祉課介護高齢係(役場1階7番窓口)	保健福祉課福祉係(役場1階6番窓口)
利用できる方	御代田町に住居登録のある70歳以上の方	御代田町に住居登録がある70歳未満の方で、次のいずれかを所持する方 ●身体障害者手帳1～3級 ●療育手帳A ●精神保健福祉手帳1級
利用可能枚数	1人につき48枚まで利用可能です。	1人につき48枚まで利用可能です。 ただし、年度途中で対象者となった(新たに手帳を取得した、等級が変更になった)場合、対象となった月を含め1カ月4枚の計算で購入できます。 また、70歳に達する月からは「タクシー利用助成事業」の対象となりますので、保健福祉課介護高齢係で手続きをしてください。
受付開始日	3月2日(月)より事前受付を開始しますが、 受け渡しは4月1日(水)以降となります。	4月1日(水)から購入できます。
購入時の持ち物	●認め印 ●身分証明書(健康保険証、介護保険証など)	●認め印 ●利用者の障害者手帳等(原本)
代理申請	申請書の委任欄の記入が必要です(必ず利用者本人が記入してください)。	上記の持ち物(認め印は代理申請する方のもの)が必要です。
利用方法	●町の窓口で助成券を6枚単位2,400円で購入します。 ●1枚につき1,000円分まで利用できます。 ●1,000円を超えた金額については、その都度ご自分でお支払いください。 ●1回の乗車で複数枚使うこともできますが、おつりはできません。 ●タクシー券が利用できるのは「軽井沢観光タクシー」「松葉タクシー」です。	

※購入申込書は、町ホームページからもダウンロードできます。

【ご注意ください】

平成31年度(令和元年度)のタクシー利用助成券・障害者福祉タクシー利用助成券の有効期限は令和2年3月31日(火)までです。期限までに利用できなかったタクシー券は翌年度に繰り越すことはできませんので、それぞれの窓口へ代金の払い戻し請求をしてください。

払戻受付期限 4月30日(木)まで

- 持 ち 物
- 使用しなかったタクシー券
 - 購入者本人の通帳(返金は口座振込のみとなります)
 - 認め印(必ずお持ちください)

問い合わせ先

タクシー利用助成事業

保健福祉課介護高齢係(31)2512

障害者福祉タクシー利用助成事業

保健福祉課福祉係(32)6522

交通災害共済

思わぬ事故に備えて家族みんなで加入しましょう

東北信市町村交通災害共済は、交通事故にあわれた方を救済するための支え合い共済です。町から各世帯へ送付する「交通災害共済加入のご案内」通知(ハガキ)をご持参の上、所定の金融機関で会費の納入をしてください。

令和2年3月31日までに申し込みをされた方は、令和2年4月1日から会員とすることができます。どうぞお早めにお申し込みください。

共済掛金(年額)

15歳以上 400円 15歳未満は町による公費負担となります(平成17年4月2日以降生まれの方)。

共済期間

令和2年4月1日～令和3年3月31日
(※ただし、4月1日以降に申し込みをされた方は、申し込みの翌日から令和3年3月31日まで)

会費納入場所

- (株)八十二銀行本支店 ●上田信用金庫本支店
- 郵便局・ゆうちょ銀行(長野、新潟県内に限る)
- 佐久浅間農業協同組合(御代田支所に限る)
- 役場会計課1番窓口

交通事故が発生したら

交通事故で負傷したときは、直ちに最寄りの警察署に連絡してください。その後、役場総務課へ事故の報告をし、見舞金の請求の相談をしてください。申請用紙などは役場総務課2階15番窓口にてお渡します。請求期間は、事故発生日から2年以内です。

【支払見舞金】

交通災害区分	共済見舞金の額
死亡の場合	160万円
入院1日当たり	2千円
通院1日当たり	1千円
基礎見舞金	2万円
障がい者(1～2級)となられたとき上記のほかに	100万円
障がい者(3級)となられたとき上記のほかに	60万円
障がい者(4級)となられたとき上記のほかに	25万円
ギプス・整復固定術にボルト固定した場合、限度額の範囲内で上記のほかに	一律2万円

1. 入院・通院・基礎見舞金については、**2日以上**の入・通院が支給対象となります。(1日だけの通院は支払われません)
2. 基礎見舞金2万円に入・通院の金額が加算されます。
3. 傷害の支給限度額は40万円です。ただし、軽車両(自転車・小児用三輪車のみ)の事故については支給制限を受けることがあります。
4. 同じ日に2回以上の診療があっても1回とみなします。

問い合わせ先

総務課庶務係

(32) 3111